

## 船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（平成29年5月25日 11時00分ごろ～26日 03時00分ごろの間）
発生場所	長崎県雲仙市京泊漁港中ノ場地区 京泊港中ノ場3号防波堤灯台から真方位212° 200m付近 （概位 北緯32° 40.9′ 東経130° 08.0′）
事故の概要	漁船富永丸は、係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成29年5月29日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 富永丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-406230（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏、潮汐 5月25日中潮、5月26日大潮、長崎県 南島原市口之津港における潮高 5月25日14時00分ごろ 約5cm（干潮）、21時00分ごろ約362cm（満潮）
事故の経過	本船は、刺し網漁の投網を終え、平成29年5月25日11時ごろ 京泊漁港中ノ場地区の船だまりの岸壁の階段付近に船首部から係留索 を取って係留した。 本船は、船長が、26日03時ごろ係留場所に行ったところ、沈没 していることを認めたので、船長の親族に本船の引き揚げを依頼し、 その後船長の友人等が手配したクレーン車で引き揚げられた。 本船は、船体、冷却海水管等に損傷はなかった。 船長は、ふだん船首側の係留索を岸壁から約8～9m離して取って いたが、本事故当時はいつもより2～3m短かったかもしれないと本 事故後に思った。
分析	本船は、干満の差が著しい状況下、京泊漁港中ノ場地区の船だまり に係留中、沈没したものと考えられる。 本船は、船首側の係留索の長さがふだんより2～3m短かったこと から、下げ潮時に船首部が階段の踊り場に乗って船体が後方に 傾斜した状態となり、船尾付近から浸水して沈没した可能性がある と考えられるが、浸水及び沈没に至った状況を明らかにすることはでき なかった。
原因	本事故は、本船が、干満の差が著しい状況下、京泊漁港中ノ場地区

	の船だまりに係留中、沈没したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・係留索は、干満の差等を考慮し、適切な長さで使用すること。